

# 防災・減災の輪

かがわ自主ぼう連絡協議会  
会報 第186号(2022. 9. 1)  
事務局 川西地区自主防災会

## 赤十字にとってのウクライナ人道危機



日本赤十字社 香川県支部  
事務局長 山田 恵三

赤十字は、スイス人のアンリー・デュナンが、1859年、イタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで放置された死傷者を目の当たりにし、「傷ついた兵士はもはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救わなければならない。」との信念のもと、敵味方の区別なく、傷病兵の救護活動にあたった経験から誕生しました。

彼は、2つの提案をしました。その1つは、民間の救護組織をそれぞれの国で前もって平時から作っておく。これが、各国の赤十字社となります。もう1つが、その組織が安全に活動できるよう、国際的な取り決めをしておく。これが、「ジュネーブ条約」となります。

赤十字は、戦禍のウクライナで、「国際人道法」の遵守を求めるという声明を出していますが、赤十字の「人道」は、国際条約にその根拠を得ています。

そのウクライナでの戦闘が激化して半年。人道危機は深刻さを増しています。皆さまのご寄付がどのような支援活動に活用されてきたのか、現地に派遣された日赤職員はどのような活動をしたのか、ご報告いたします。



若き日のアンリー・デュナン  
©ICRC Archives



「Battle of Solferino ソルフェリーノの戦い」 カルロ・ボッソーリ作 1859年  
リトグラフ © via Wikimedia Commons

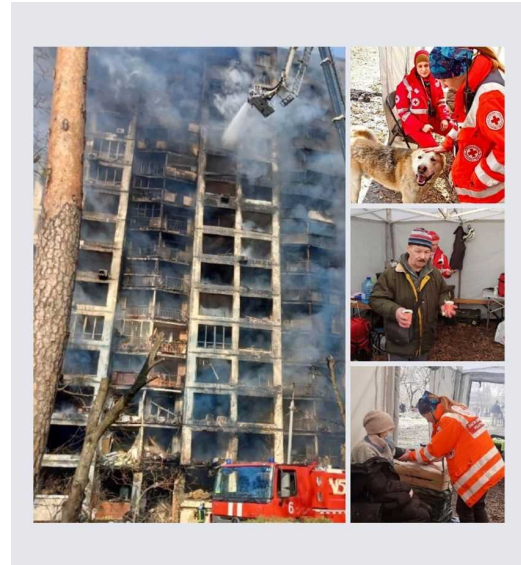
# 1 ウクライナ情勢

ウクライナの人たちは、想像を絶するほどの緊張と危険の中で、悲痛な毎日を過ごしています。子どもやお年寄りが戦闘に巻き込まれて亡くなるなどの心痛むニュースも多く報道されています。

これまでに、自宅を離れて、ウクライナ国内・国外に避難を強いられた人は、1,700万人を超えています。ウクライナの総人口が約4,000万人ですから、国民の4割が避難民となっています。様々な事情で家族と離れての避難を余儀なくされる人たちがたくさんいます。

このため、赤十字による人道支援のニーズも、戦闘地域だけでなく、隣接国、周辺国へと広がっています。

この原稿の執筆時点で、この紛争に解決の糸口は見ていません。今後、人道支援のニーズがどのように拡大・変化するのかわかっていない中での現状報告となることをご了承ください。



首都キーウで砲撃を受けたマンションと地元の赤十字緊急救援チーム ©ウクライナ赤十字社



国内避難民 664 万人以上 (2022. 8. 4 時点) 出典：国際移住機関 (IOM)

国外への避難民 1,088 万人以上 (2022. 8. 15 時点) 出典：国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

## 2 「赤十字による」ウクライナ人道危機対応

### (1) 日本赤十字社による支援

日本赤十字社では、令和4年3月2日から、「ウクライナ人道危機救援金」の募集を開始しました。

国内の災害の場合は、「義援金」という言葉が使われ、海外での戦争・紛争・災害の場合には、「救援金」という言葉が使われます。国内の災害義援金は、被災県の配分委員会を通じて、被災者のお手元へ現金で届けられますが、海外への救援金は、人道支援のための活動資金となります。香川県支部においても、7月末までに2,700万円余の救援金が寄せられました。皆さまのご理解とご協力に心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

この救援金は、日赤本社に集められ、日赤本社から国際赤十字に対し8月5日までに50億2,000万円の資金を拠出しました。各国赤十字社から届いた資金は、国際赤十字の調整のもと、ウクライナや避難民を受け入れた周辺国において活用されています。

また、日赤による人的貢献として、国際赤十字との連絡調整員の派遣のほか、モルドバの国際救援倉庫で管理責任者として、ウクライナの仮設診療所で薬剤師が、ポーランドでは臨床心理士がこころのケア要員として、ウクライナ西部では放射線技師が可搬型X線装置の操作指導者として、それぞれ活動中です。

さらに今後は、国際赤十字を通じた支援を基本としつつ、ウクライナ赤十字社に対する直接支援も模索すべく2国間の対話も進めていきます。



川西地区連合自治会からのウクライナ人道危機救援金受贈式/令和4年7月22日



モルドバ赤十字社の新しい倉庫に救援物資を搬入する日赤職員 ©IFRC/Kathy Mueller



仮設診療所に届いた薬品を運ぶ日赤薬剤師 ©IFRC/Anette Selmer-Andresen

## (2) 国際赤十字による支援の枠組み

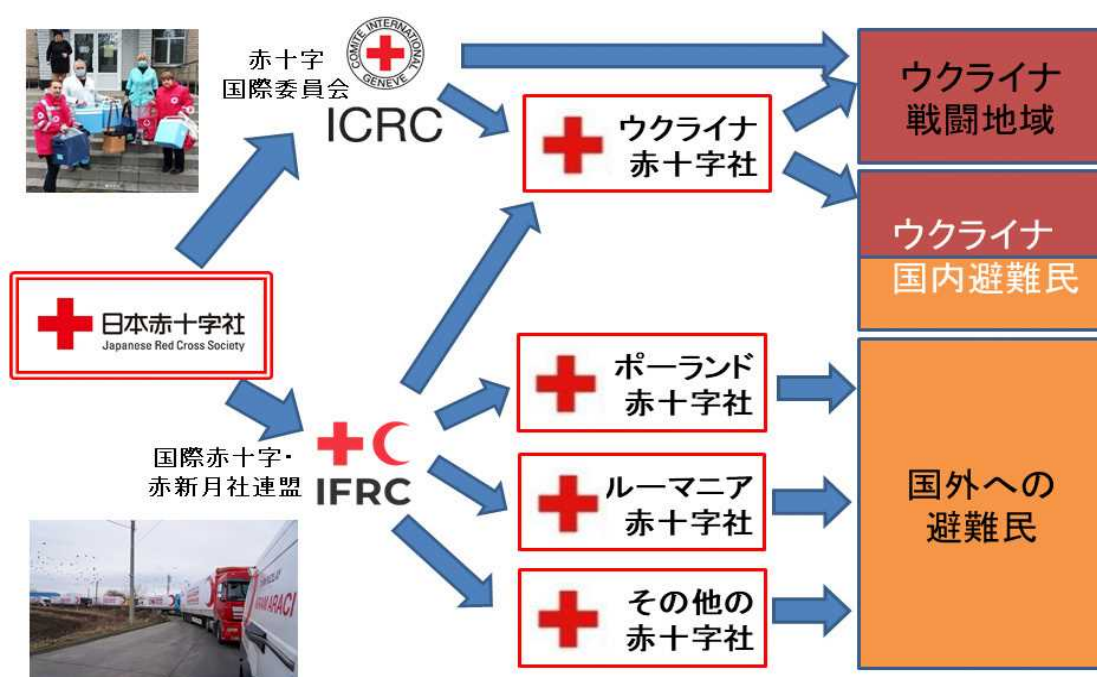
「国際赤十字」と一括りに呼ばれますが、実は2つの団体を指しています。その一つは、「赤十字国際委員会（ICRC）」。役員はすべて永世中立国スイスの国民で、主に戦闘地域を対象に活動を行います。もう一つは、「国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）」。各国の赤十字社・赤新月社の連合体で、災害の救護活動、発展途上国の開発協力活動を主たる任務としています。ウクライナでの人道支援に当たっては、戦闘地域以外と周辺国を対象に活動を行う各国の赤十字社・赤新月社をサポートします。本部は、どちらの団体もスイスのジュネーブにあります。

国際赤十字に拠出された資金は、避難民救護所での支援、救援物資や生活必需品の提供、生活支援金の給付、医療機器の提供、応急手当の訓練、障害者や子どもの避難に当たってのサポート、離れ離れになった家族の再会支援などの活動に使われています。

これらの活動は、赤十字の職員だけでなく、多くのボランティアの方々によって支えられています。その活動は命がけですが、ウクライナ赤十字社には、新たに登録したいというボランティアが増え続けているそうです。

また、支援の対象は、ウクライナ人だけに限られませんし、ロシア赤十字社においても、ウクライナからの避難民に救援物資の提供や医療支援などが行われています。

### ウクライナ人道危機救援金の流れ





首都キーウ周辺で救護活動を行うウクライナ赤十字社の職員 ©ウクライナ赤十字社



ウジュホロド（ウクライナ西部の都市）での物資配付の様子 ©フィンランド赤十字社/Ville Palonen



イルピン（キーウに隣接する都市）で負傷者に応急的な医療を施す ICRC スタッフ ©ICRC



セベロドネツク（ウクライナ東部の都市）に取り残された傷病者を移送する ICRC スタッフ ©ICRC



ウクライナから避難してきた人たちに国境沿いで食料や衛生物資等を配付するボランティア ©ルーマニア赤十字社



ウクライナから避難してきた人たちに保健医療を提供するハンガリー赤十字社のボランティア ©Tamara Vukov

### 3 「赤十字にとっての」ウクライナ人道危機対応

ここで、人道危機対応に当たって、赤十字が最も気をつけていること、気をつけなければならないことについて述べます。

誤解のないように申し上げますが、赤十字が戦争を肯定したり、戦争に賛同したりすることはありません。しかし、「この戦争が正しいかどうか」、「誰が悪いか」を判断するのは、赤十字の役割ではありません。

赤十字が、この議論や対立に巻き込まれたならば、いずれか一方だけを支援しているかのように誤解されたならば、今、救うことが求められている傷ついた人たち、苦しんでいる人たちを救うことができなくなるからです。現地で活動している赤十字の仲間の身を護るためにも、その相手方に攻撃の口実を作ってしまうことは避けなければなりません。

赤十字は、ウクライナの味方ではありません。赤十字は、ロシアの味方でもありません。私たち赤十字は、苦しんでいる人、困っている人のために活動します。すなわち、赤十字が支援しているのは、ウクライナという「国」ではなく、ウクライナでの人道危機に苦しむすべての「人」のために、救援金を募り活動を行っているのだということをご理解いただきたいと思います。

この「中立」の原則は、赤十字がどうしても譲ることのできない原則となっています。



マリウポリ（アゾフ海に面した港湾都市）やアゾフスターリ製鉄所からの避難を先導する ICRC スタッフ ©ICRC

## 赤十字の基本的なスタンス

この紛争は正しいの？ → **国連**

紛争の犠牲者をどう守るの？ → **赤十字**

紛争の原因は正当かどうか？  
紛争犠牲者がどちら側に  
付いていたか？



一切を問わず、中立を貫き、  
国際人道法の守護者としての  
役割を果たす

#### 4 国際人道法の普及

一方で、赤十字は、「誰が悪い」ではなく、「何が悪い」を明確にします。

日本では、幸いにも戦争の直接的体験から 80 年近く遠ざかっています。普段の生活の中で戦争のルールである「国際人道法」を感じる機会は少ないかと思いますが、

赤十字は、ウクライナにおいて、「国際人道法」の遵守を強く訴えています。

「国際人道法」を一言で言えば、「戦争にもルールがある」ということです。戦争だからといって、何をやってもいいというものではない、戦闘の方法や手段は無制限でなく、攻撃は、軍事目標のみに限定し、戦闘に従事する人と従事しない人を区別するというものです。

この国際人道法を、より多くの人  
が知り、守り、支持することが、紛争当事者にその遵守を促すこととなり、ひいては、私たち自身を守ることにつながります。ウクライナに限らず、世界の現状を踏まえ、想像力でもって、一人でも多くの皆さまに関心を持っていただきたいと願っています。

#### 国際人道法と国際人権法の適用関係

武力紛争時	国内騒乱時	平時
<b>国際人道法</b> ジュネーブ条約、 ハーグ条約など		<b>国際人権法</b> 世界人権宣言、 国際人権規約など

(注) 実際には、武力紛争時と平時の区別が明確でない状況がある。

#### 5 これからも皆さまの温かい支援を

苦しむ人たちのことを忘れないこと。これはウクライナ人道危機に限らず、非常に重要なことです。紛争が長引き、危機の状態が続くと、人々の関心は徐々に薄れていきます。

人間のいのちと健康、尊厳を守るため、赤十字は、ウクライナとその周辺国で起きている人道危機に向き合い続けます。皆さまに、特にお願いしたいことは、赤十字活動へのご理解と継続的な資金協力。そして「国際人道法」を一人でも多くの皆さんに知っていただきたいということです。



今月は事務局を担当している川西地区の近況を紹介したいと思います。

## 夏場の訓練を紹介します

久しぶりに防災訓練が続き、暑さも厳しく大変でございました夏場の訓練を紹介しましょう。

- (1) 令和4年7月30日(土) 10.00~12.00、丸亀市社会福祉協議会主催の親子防災ワークショップを現在、整備中の森の再生現場で実施。  
カリキュラムとして、①水消火器による防災訓練、②新聞紙等利用食器作り、③青竹・丸太切り訓練、④AED使用心肺そ生訓練。



- (2) 令和4年7月31日(日) 9.00~12.00 第22回川西地区総合防災訓練 小学校の体育館と周辺施設  
①ガレキ等からの救出訓練、②大型モデルセット使ったの家具転倒防止訓練、③運動場にまい設されている非常用トイレの組立訓練、④AEDを活用した心肺そ生訓練、⑤油火災の消火訓練、⑥毛布のみ活用した担架搬送訓練、⑦マキ燃料によるたきだし訓練。④のAED関係、日赤香川県支部の皆さんに指導いただき、⑥、⑦の訓練は女性リーダーによって実施しました。訓練本体より、「設営・撤去」作業が会員の体力を消耗させました。







(3) NPO 法人「さぬきっずコムシアター」(児童福祉施設)の親子防災研修を森林公園にて、令和4年8月6日(土)10.00~13.00において実施しました。内容については、丸亀社協主催と同じでした。

コロナの関係で軽めの訓練を行なっていましたが、災害は何時発生するか分かりません。体を動かす、道具を使う、基本動作の継続が大切だと感じたこの夏でしたが、今年の暑さには、正直、へばりました。

### マルナカ丸亀郡家店長さんとの勉強会を開催

川西地区自主防災会の女性部と地元のマルナカ女性店長と8月17日(水)川西コミュニティセンターにおいて、勉強会を行ないました。

テーマは「避難所開設後の食材の確保や生活用品の購入等について」東日本並びに、熊本への支援活動の中での課題・問題点をふまえ、意見交換を行ない、イザの時に連携が十分に図かれることを主眼に第2回目の開催を9月中旬に行なう事としています。

2回目終了後に詳細な内容をお知らせします。



### 編集後記

9月の防災減災の輪は、日本赤十字社 香川県支部 事務局長 山田様の原稿を掲載させていただきました。ありがとうございました。